木津東地区のまちづくりに係る当面のスケジュールイメージ

※地権者の合意形成が円滑に行われ、かつ最も早く進む場合を想定して作成したものです。（令和2年2月26日現在）

令和元年度 ～2月 / 3月
令和2年度 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月
令和3年度 上半期 / 下半期
令和4年度～

地区内の全権利者
※権利者全員が対象

- 3/24 全体集会① ・今後の進め方 ・これまでの経緯 ・木津東地区の概要
- 7/14 勉強会① ・開発手法の比較 ・まちづくりの方向性
- 8/19 勉強会②③
- 9/23 全体集会②
  - ・事業手法の提案
  - ・スケジュールイメージの提示
  - ・まちづくり協議会の設立の提案
  - ・世話役の選出
- 10/23 全体集会
  - 第２回全体集会欠席者向け
  - ・組合施行による土地区画整理事業について
  - ・スケジュールイメージについて
  - ・まちづくり協議会について
  - ・世話役の選出について
- 5月頃 全体集会③
  - ・まちづくり構想（案）の説明
  - ・まちづくり協議会への参加を促す
  - （開発計画案は協議会で検討することを理解いただく）
- 意向確認
  - まちづくりニュースの発行や個別説明等を通してまちづくり協議会への参加を促す
  - 事業実施に必要な権利者の2／3以上の賛同を得ることが望ましい
- 意向確認
  - ・事業計画（案）について説明、合意形成を図る（権利者数、面積の2/3以上をめざす）
  - 個別説明等を行い、まちづくり協議会への参加、事業への同意を促す
- 意向確認（工区別）
  - 合意形成が進んだ工区毎に最終意向確認を行い、準備委員会を立ち上げ
  - 区画整理組合の設立及び事業計画・定款の同意を取り付け（権利者数、面積の2/3以上が必要）

まちづくり推進組織（まちづくり協議会）
※権利者が任意に参加
※当面は、木津川市や世話役などが事務局となり運営

- 9/23 まちづくり協議会の発足
  - 調査に参画し、まちづくり構想案を策定
  - まちづくりや開発条件等について勉強（地区特性、事業の課題やリスクとその対応方策等）
- 4月頃 まちづくり協議会（全体会議）
  - 総会等の準備
  - 意向の把握
  - まちづくり構想案を説明、意見交換を行う
- 事業計画（素案）の策定（全体／工区分割）
  - ・事業計画素案（全体／工区分割）を説明、意見交換等
  - ・工区分割について合意形成
- まちづくり協議会（全体会議）
- 意向集約
- まちづくり協議会（工区別）
  - ・準備委員会の設立を議決
  - ・仮同意書の提出（権利者数、面積の2/3以上）
  - 業務代行予定者探し
- 区画整理組合準備委員会設立
- 業務代行予定者の選定
  - 施行区域の確定
  - 事業計画、定款等の策定
  - 関係機関との事前協議等
- 土地区画整理組合の認可申請
- 土地区画整理組合の設立認可
- 事業化
- まち づくり 工区④ 工区③ 工区② 工区①

木津東地区まちづくり協議会事務局会議

- 10/29 事務局会議① ・当面の進め方 ・組合区画整理勉強会①
- 11/26 事務局会議② ・組合区画整理勉強会②
- 12/17 事務局会議③ ・組合区画整理勉強会③
- 1/28 事務局会議④ ・組合区画整理勉強会④
- 2/26 事務局会議⑤ まちづくり構想案の検討
- 事務局会議⑥
- 事務局会議⑦
- 事務局会議（1～2か月に1回ペースで会合）
- 合意形成が進んだ工区から順次、準備委員会を設立
- 選定に向けた支援

※本案は、工区を４つに分割、半年ずつずれて事業着手できる場合のイメージです。

木津川市によるまちづくり支援

- まちづくり基本構想調査
  - ・土地利用イメージ
  - ・概算の事業フレーム、減歩率の試算　ほか
- まちづくり構想（案）
- 事業計画等検討調査
  - ・土地利用計画
  - ・事業フレーム
  - リスク軽減策の検討（工区分割等）　ほか
- 事業計画（たたき台案）
- 業務代行者や保留地処分の確保に向けた企業誘致活動等
- 事業計画（素案）
- 組合への技術的支援、助言等
- 業務代行者や保留地処分先の確保に向け情報発信等
- 事業認可前は業務代行者や保留地等処分の確保、認可後は保留地等処分先の確保に向けた企業誘致活動等

連携